



八地生福第822号  
令和2年11月4日

八尾市母子餓死事件調査団

共同代表 井上 英夫 様  
同 尾藤 廣喜 様  
同 矢部 あづさ 様

八尾市長 山本 桂右



2020年10月23日付で提出されました公開質問状(2)について (回答)

平素は、本市の福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2020年10月23日付で提出されました標記「公開質問状(2)」につきまして、下記の通り回答いたします。

なお、本事案におきましては既にご本人が報道等により特定されていることや、ご遺族の方々の心情への配慮などから、個人に係るご質問にはお答えできかねるものと考えておりますので、何卒ご了解の程よろしくお願い申し上げます。

#### 記

第1 八尾市で発生した事件の事実経過について

- 9 2019年12月26日、1月分の生活保護費の受け取りに来なかった後の家庭訪問の際、「異臭もなく、緊急性を感じられなかったことから無断での立ち入りを行わなかったものです」との回答ですが、「1月分の保護費を受け取りに来なかったこと」、「訪問しても応答がないこと」自体からは緊急性を感じなかったということでしょうか。八尾市としては、「外部まで異臭が漂う状態に至って初めて緊急性を感じる」と理解してよいでしょうか。

(回答)

12月分の生活保護費の受け取りはありましたが、1月分の受け取りがないことを確認後、ご親族のお力も借りながら、ご本人との面談をすべく努めてまいりましたが、かないませんでした。

緊急性の判断につきましては、ご指摘されている「外部まで異臭が漂う状態」以外の要因も含めて行う必要があると整理しております。

10 2020年2月10日、家庭訪問した際、解錠されていたということですが、声掛けをしながら室内立ち入りをしなかったのは何故でしょうか。

(回答)

2月の訪問の際は解錠されており、玄関を開け、声掛けをしながら、合わせて中の様子が見える範囲で確認させて頂きましたが、異臭もなく、乱れた様子がなかったため、室内立ち入りをしませんでした。

しかし、この度の結果については、非常に重く受け止め、今後は関係機関とも連携を取り対応してまいりたいと考えております。

10-2 1月分、2月分の保護費を受け取りに来なかったことに対する対応について、担当ケースワーカー・査察指導員だけでなく、福祉事務所で情報を共有し、組織的検討を最初に行ったのはいつで、どのような検討を行いましたか。

(回答)

担当者間での情報共有等については、随時行っておりますが、組織的検討については、今後、深める等対応して行きます。

この度の結果については、非常に重く受け止め、組織的に情報共有し、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

11 「失踪」廃止の法的根拠は、「法第19条1項に規定する管内の現在地を有するとは認められなくなった」ということですが、と当該世帯に対しては、法第19条1項1号の「居住地」保護ではなく、同条項2号の「現在地」保護を実施していたという理解なのでしょうか。

また、廃止の法的根拠を法19条1項の実施責任の消滅に求めながら、廃止時期については受け取られなかった1月分の保護費発生時に遡っており、廃止理由と整合していないのは何故ですか。

(回答)

当該世帯への保護の実施内容については、個人情報に該当することとなりますので、回答については控えさせていただきます。

ご質問の趣旨は、廃止日を1月分の保護費の支給日以降にすることは整合性がないということだと理解しました。これを前提に回答いたします。

保護費は原則として毎月5日を支給日とし、支給日が土日祝の場合は金融機関の直前営業日となります。1月分の保護費発生時は1月となりますが、年末年始の休暇をはさむため、前年の年末に支給しています。

第2 八尾市における生活保護行政全般について

1 生活保護行政全般

- ⑩ 申請から14日以内に決定した件数, 30日以内に決定した件数,  
それ以上要した件数

	～14日	15～30日	31日以上
平成27年度 (平成27年12月1日～ 平成28年2月29日申請)	146	2 (資産調査2)	0
平成28年度 (平成28年12月1日～ 平成29年2月28日申請)	151	10 (資産調査9) (その他1)	0
平成29年度 (平成29年12月1日～ 平成30年2月28日申請)	134	5 (資産調査5)	0
平成30年度 (平成30年12月1日～ 平成31年2月28日申請)	159	8 (資産調査8)	0
令和元年度 (令和元年12月1日～ 令和2年2月28日申請)	151	5 (資産調査5)	0

八尾市保有の「生活保護法施行事務監査資料」より

- ⑭ 廃止事由「その他理由の内訳(件数)」

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
・手持ち金の増	24	23	30
・他市への転出	28	33	34
・逮捕・拘禁	8	7	10
・ケース合併	3	0	7
・葬祭扶助の実施	11	16	19
・辞退	160	121	86
・最生費の減少	1	9	6
・指示義務違反	0	1	0

八尾市保有の「生活保護法施行事務監査資料」より

辞退チェックシートは別添のとおり。

3 貴市において作成している文書資料類

③ 有。別添のとおり。

④ 無。

4 追加質問

平成 30 年度大阪府監査の 2 項で、「穴埋めとして実態のない一時扶助を支給した上で、法 63 条を適用し分割にて返還を求めている事例」が指摘されていますが、実態のない一時扶助を支給する法的根拠は何ですか。

(回答)

個別ケースの具体的な内容に関わることとなりますので、回答については控えさせていただきますが、生活保護法施行事務監査の結果を受け、組織的運営管理の徹底による適正な保護決定を実施してまいります。

# 辞退チェックシート

ケース番号( ) 世帯主(員)( )

対応者 同席者

SVとの協議、報告 ( 済 ・ 未 )

管理職との協議、報告 ( 済 ・ 未 )

日時： 年 月 日 ( )

方法： 【 来所 ・ 架電 】

来所(架電)者：( ) 続柄：( )

辞退日： 月 日限り

**確認事項** ※廃止後、どのようにして生計を維持するのか確認すること。

就労先・転出先等 ( )

就労開始日、締日及び支払日、収入見込み額  
( )

医療費負担及び介護費負担の見込み

生活困窮者窓口への案内の必要性

備考

( )

★チェックシートにて確認した内容をケース記録に記載すること。

# 八尾市就労支援プログラム実施要綱

## (目的)

第1条 本プログラムは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者（以下「被保護者」という。）に対し、世帯の状況、職業適性、就労経験等に応じ、適切な助言を行う就労相談の実施、ハローワーク等職業紹介機関の求人情報の提供など就労支援を行うとともに、当該被保護者の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とする。

## (プログラムの対象者)

第2条 本プログラムの対象者は、被保護者で本プログラムの趣旨を理解し、自立を目指そうとしている者とする。

## (プログラムの手順)

第3条 地区担当員は、以下の手順でプログラムを実施する。

### (1) 対象者の選定

地区担当員は、第2条に該当すると思われる者の中から本プログラムへの参加が適当と考えられる者を選定する。

### (2) 支援対象ケース検討票（様式第1号）の作成

地区担当員は、状況の把握を行うために、対象者の世帯状況や主な生活歴・職歴等を支援対象ケース検討票に記入する。

### (3) 査察指導員との協議による援助方針の確立

地区担当員は、支援対象ケース検討票をもとに査察指導員と協議し、対象ケースについての共通認識を持つとともに、就労に向けた世帯の目標や必要な支援等について検討し、今後の援助方針を確立する。又、査察指導員は、就労支援対象者一覧（様式第2号）に対象者を記載し管理する。

### (4) 対象者との面談の実施

地区担当員は、対象者との面談を実施し、今後の就労支援の内容、援助方針を示す。さらに、対象者の意向を確認し、就労や増収といった共通の目標に向かい協働して取り組む。

### (5) 支援の実施

地区担当員は、対象者の世帯の状況、職業適性、就労経験等に応じ、就労支援員やカウンセラーと連携し就労支援を実施する。尚、就労支援員・カウンセラーと対象者との初回面談時は地区担当員が同席するものとする。その後は適宜訪問調査を行うとともに、必要に応じハローワークへの同行訪問を行う。

### (6) 支援経過の把握

地区担当員は、支援中は適宜進捗状況の把握に努め、支援対象ケース検討票に具体的支援経過を記入し、必要に応じて対象者に助言・指導を行う。

### (7) 支援の評価と見直し

地区担当員は、状況の変化に応じて、適宜支援の見直しを行うが、一定の支援期間（約3か月）を経て、その間の支援内容や結果について査察指導員とともに評価を行う。さらに、一定の成果を出した対象者についてはさらに高いレベルを目指せるかどうか、うまく成果が現れなかった対象者についてはどこに原因があったかなどについて分析し、支援の見直しを行う。

### (8) 支援の完了

地区担当員は、対象者の支援が終了した時は、問題点やノウハウ等をまとめ、支援対象ケース検討票を完成させ支援プログラムを完了する。完成した支援対象ケース検討票は、査察指導員で管理し、今後の支援に活用する。

## (関係機関との連携等)

第4条 本プログラムを実施するにあたっては、対象者に対し本プログラムの趣旨の徹底を図るとともに、ハローワークやその他関係機関との連携に努めるものとする。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。